

国際人権活動

2024年9月17日（火）第144号

国連経社理特別協議資格NGO
国際人権活動日本委員会
〒170-0005東京都豊島区南大塚
2-33-10 東京労働会館 1F
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
e-mail:hmrigh@yaho.co.jp

国際人権法はみんなの宝

議長代行 新倉 修

鈴木亜英議長に代わり、議長代行になりました。私は、この委員会の設立前からお付き合いがあります。緒方靖夫日本共産党国際部長（当時）に対する盗聴事件に関連して、職場差別と闘う人たちがジュネーブの国連機関に要請活動をしたときに、国連社会経済理事会に対して協議資格のある国際民主法律家協会（IADL）側の窓口を担当しました。

実は、かつて自由権規約委員会が法律家（裁判官、検察官、弁護士）に国際人権法の研修を勧告したことがあり、日弁連は、最高裁と法務省に合同研修を提案しました。当時の最高裁総務局長は、このほど最高裁長官を退かれた戸倉三郎氏でした。曰く、すでに最高裁判事に就任した人には国際人権法の研修をしている、と。耳寄りなニュースです。そこで、どのような研修かと質問したら、1時間の講話というのです。はて？「60分でわかる国際人権法」という企画は、実際に裁判に生かされているのでしょうか。

学校行事で「国旗掲揚・国歌斉唱」が学校長の職務命令で指示され、これに従わない教員は懲戒処分の対象とされています。これに対して、国際人権機関はこぞって批判しています。その勧告を日本語に訳して地方自治体も含めて周知徹底することは、条約上の義務でもあり、憲法上の約束



（98条2項）でもあるはずですが、徹底してサボタージュされています。地方自治体も「見ザル・聞かザル」を決め込むことはできません。地方政府も、政府の一員として、憲法順守義務（99条）があり、条約周知義務があります。国際人権は外国の事というのは、国際人権理事会の理事国候補に名乗り上げた時に、日本政府が誓約したこと

に反し、国連憲章56条（加盟国の協力の誓約）にも反します。政府から独立した国内人権機関を早期につくり、個人通報制度を実現することは、まさに急務です。

当面の日程

■ 第5回代表者会議

- ・9月19日（木）18:30～
- ・東京労働会館5階会議室

■ 第6回幹事会

- ・10月21日（月）18:30～
- ・東京労働会館5階会議室

■ 第28回総会

- ・12月8日（日）13:00
- ・東京労働会館B1 中会議室

第9回国際人権入門講座の報告

「ビジネスと人権」

～すべての国は企業による人権侵害から人々を守る義務を負っている～

報告 竹内 修

4月12日（金） 青山学院大学にて9回目となる国際人権入門講座を開催しました。今回は「ビジネスと人権」というテーマで、働く人々の人権問題について多くの経験もつ弁護士の笹山 尚人さんをお招きしてお話をうかがいました。以下、その内容の概要を報告いたします。

○ご本人の経験から・・・野村証券昇格差別事件(女性差別問題)・・・差別を受けた原告団がストックホルムの証券会社の格付け会社にお礼を伝えに行くのに同行したときに原告から「なぜ格下げのレポートを出したのか」と質問が出たことに対して、格付会社の職員から『差別を行なうような会社は成長するわけがな』『何を言いに来たのかが理解できない・・・』とされているのを聞いた。そこで日本の企業社会の人権意識の後進性に対して、人権を実現するのは当然というヨーロッパ社会の空気との違いを知って驚いた。また、大企業も海外からの外圧により企業の利益を損なうとわかると不本意でも行動することを知った。

○国内の人権環境～令和5年版過労死等防止対策白書～令和4年度の状況～ 労働者の総実労働時間1948時間 自殺者数21881人(その内、勤務問題が原因とするケースは2968人) 精神障害の労災認定=710件・・・激増中

○『個別労働紛争解決制度施行状況』(厚生労働省)から・・・「いじめ・嫌がらせ行為」の相談件数=6万9932件で「相談件数」の内容としては11年連続トップ。⇒2022年度までの最近10年間では毎年2000～4000件の増加。直近5年間では一挙に1万件以上増加した年もあった。

○2019年にハラスメント防止法の成立・・・2019年6月にILO109条約(ハラスメント防止条約)が成立したが、国内にはそれまで法整備が全くされていなかったため、急遽「防止法」の作成に取り組んだ結果できたものと思われる。

○職場においての人権状況・・・労使関係の特殊性・・・日本型企业社会(定年制・年功序列・企業別労組)・・・新自由主義の台頭による従来型の企業社会の解体労働運動の弱体化=裁判の判例では労使関係を対等と見る状況があるが、実際の力関係は全く異なる。



☆労働運動の活性化により、労働者側に有利な法規制を設ける、等の活動が必要になっている。

☆企業にも『人権』がある・・・営業の自由がある、という権利 労働運動を規制する裁判の判例が出されている。

○最近の変化、国際的な動向・・・「ビジネスと人権」の視点での国際的な動向 人権侵害の状況が多国籍企業で多発している。

「ビジネスと人権」=①人権を保護する国家の責務 ②人権を尊重する企業の責任 ③救済へのアクセス=国連グローバルコンパクト(2000年)への参加・・・

『10の原則』=自ら人権侵害に加担しない。強制労働の撤廃。児童労働の雇用と職業における差別の撤廃 結社の自由など=人権の尊重を企業の責任として位置付ける・・・「保護・尊重・救済の枠組み」ILO=2007年「持続可能な企業」の概念を打ち出す。日本経団連=2017年「企業行動憲章」

○「ビジネスと人権」の進展・・・深刻な多国籍企業の横暴と人権侵害が新自由主義によりさらに横暴になり、貧富の格差の拡大などが進んだ。その一方で人権

意識が進んできた。地球規模での災害の発生が多発している。企業の横暴を許してはいけない、という意識の発展。

○「ビジネスと人権」の思想をどう生かすか？＝労使関係の中での活用をすすめる。

☆企業にとっても国際的に認められてメリットになること。就業規則、労働協約の内容にも取り込むことを協議する。

☆再生可能エネルギーのあり方、ジェンダー格差などの対策にも通じることとして働きかけを。

☆OECD多国籍企業ガイドライン(多国籍企業行動指針)＝企業活動において責任ある行動をとるよう勧告する。

☆ILO条約＝190号条約「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃」等の批准を政府に働きかける。「ビジネスと人権」の考え方を広く知らせていくことが大切。

☆法律家でも多くは「人権」とは対公権力においてのみ問題になると考える人が少なくない。メディア等による圧力も検討を。

「ビジネスと人権の問題に関する作業部会の報告書」について

報告 松田 順一

国連ビジネスと人権作業部会のメンバーは、2023年の夏に「国連ビジネスと人権に関する指導原則」(国連指導原則)に基づいて訪日調査を行いました。そして今年の6月、第56会期国連人権理事会において、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」、「リスクに晒されているグループ」、「テーマ別懸念事項」に関する各報告、そして「結語・勧告」からなる「ビジネスと人権の問題に関する作業部会の報告書」を提出しました。

1. 「救済へのアクセス」に関する報告では、国内人権機関の設立について、①長引く裁判手続きが救済へのアクセスを妨げており、②日本に国内人権機関が存在しないことにより、リスクに晒されている人たちが国際基準に基づく救済を求めることの障壁となっている。③2020年に『「ビジネスと人権」に関する行動計画』(NAP)を策定した日本を考慮すると、国内人権機関の設立こそ、この目標達成に近づくと指摘しています。
2. 「リスクに晒されているグループ」では、女性、LGBT QI+、障がい者、マイノリティ・グループおよび先住民、子ども、高齢者の問題が取り上げられ、
 - (1) 女性については、①日本のジェンダーギャップ指数のランキングが2023年時点で146か国中125位と低く、②女性の正社員労働者の所得は、男性の正社員労働者の所得の75.7%にすぎないため、なかなか縮まらない日本の男女賃金格差は憂慮すべき事実であると指摘しています。
 - (2) 障がい者については、「障害者雇用促進法」により、障がい者の法定雇用率が設けられたが、この制度から対象外とされる障がい者もいる。障がい者の雇用機会を促進するためには、雇用率の算定に使われる排他的な基準を見直し、拡大することが不可欠だと指摘しています。
 - (3) マイノリティ・グループおよび先住民では、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」は差別の定義や罰則規定、救済措置を含んでいないため、差別

を禁止する適切な規制や法律がなければ、被害者が苦情を申し立てたり、救済を受けることが極めて困難であると指摘しています。そして、アイヌや在日コリアン・中国人、被差別



- 別部落出身者に対する差別は、人種差別撤廃条約の適用範囲に含まれる問題であると強調しています。
3. 「テーマ別懸念事項」に関しては、福島原発事故、PFASによる水質汚染、労働組合、長時間労働、移住労働者と技能実習制度、メディアとエンターテインメント業界、バリューチェーンおよび金融の規制の問題が審査され、
 - (1) 労働組合に関して、労働組合は、公正で合法的な職場環境を促進する上で不可欠で、国連指導原則で示されている企業が人権を尊重することを促す役割を担っており、労働組合が合法的な方法でその活動を遂行できることの重要性を強調しています。

- (2)長時間労働については、過労死に関連して時間外労働の上限規制の例外や、業務上疾病であるメンタルヘルスに関連する損害賠償請求が増加しているとの報告に対して懸念を示しています。
- (3)移住労働者と技能実習制度に関しては、技能実習制度を見直して新たに「育成就労制度」に変わったが、今までの制度が対象とする各分野の顕著な人権問題について、別途に評価を行うことが重要であることを強調しています。また、日本の外国人労働者は2040年までに約450万人増加することが予想され、日本政府は今こそ人権の普遍的享受を確保する枠組みを確立するための措置を講ずるよう求めています。
4. 最後に、作業部会が政府に対して出した「勧告」の一部を紹介します。
- (1) (i) 人権侵害を受けたすべての被害者に対し、効果的な救済へのアクセスや企業の責任を一層促進するため、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関するパリ原則に沿って、堅固で独立した国内人権機関を遅滞なく設立すること。
- (ii) 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」の認知度を高め、日本における外国人労働者コミュニティにおいて信頼を構築する努力を継続すること。
- (2) 「自由権規約」、「社会権規約」、「障害者権利条

- 約」、「人種差別撤廃条約」、「女性差別撤廃条約」、「移住労働者権利条約」の選択議定書(個人通報制度)を批准すること。
- (3) 既存の差別禁止法を改正し、その包括性と実効性を高めるとともに、明確かつ包括的な差別の定義を盛り込むことを含め、差別を公的に禁止し、制裁すること。
- (4) 障がい者の社会への完全な包括と参加を促進するために、『『ビジネスと人権』に関する行動計画(NAP)などの公式文書において、障がい者のアクセスの可能性を確保すること。
- (5) 「ヘイトスピーチ解消法」の適用範囲を拡大し、出身地や在留資格にかかわらず、職場におけるヘイトスピーチや雇用機会に影響を及ぼす可能性のあるヘイトスピーチなどの問題に取り組むこと。

2024年7月1日、国連ビジネスと人権作業部会のピチャモン・イエオファントン氏は専修大学において、報告書の内容と日本におけるビジネスと人権の現状について基調講演を行いました。その中で強調したことは、「政府から独立した人権機関を設立し、被害者が国際人権法に基づく救済機関に早くアクセスできるように」と言うことでした。そして、その目標のために市民社会は継続して支援を行うよう訴えました。

日弁連主催

「死刑廃止に向けての交流集会」

報告 竹内 修



参加の各団体からの死刑制度等についての活動の報告と併せて、日弁連に対しての要望、今後の活動などについての意見交換が行われました。

例年日弁連の主催で開催されている(上記のタイトル)「死刑廃止」に向けての関係団体との意見交換会と研究者を招いての勉強会が8月8日(木)に弁護士会館にて行われました。当日は前半約2時間を

私たち「国際人権活動日本委員会」の活動については、広く人権問題に取り組む中で、死刑制度・冤罪事件(袴田事件)などに対して、日弁連や加盟団体(国民救援会等)の活動への参加・協力を中心に行なっていること。また人質司法や冤罪の問題等を検察・司法のあり方などについての学習講座を開催して、人権問題として広く学習する機会を設けていること。また国内の司法制度に関連して法務省など政府機関に「個人通報制度」の批准を求める要望書の提出など幅広く活動していることを紹介しました。

さらに、交流集会終了後は例年研究者や具体的な活動をされている方などを招いての学習会を行なっていますが、今回はテーマ＝「日本における死刑廃止への道筋～刑法学者の立場から」として、高山佳奈子(京都大学

大学院法学研究科教授) さんによる講演が行われました。

国際刑法学会の理事をされている、というお立場もあって、国際的な幅広い視点からの講演で話題も多岐にわたってすすめられました。主な論点を以下に挙げて、報告とさせていただきます。

○刑罰論～予防論・・・刑罰＝基本的人権をはく奪する制度。犯罪に対する応報であり、消極的ながら犯罪予防効果もある。

○抑止力について・・・死刑と無期徒刑 死刑を動機とする犯罪の発生・・・無差別殺人事件＝大阪教育大付属池田小事件

死刑になるのを目的に＝秋葉原通り魔事件

○無期徒刑の残酷さ・・・「絶対的終身刑は廃人を生む！」＝終身刑は死刑よりも残酷！！

○執行方法の残酷さ・・・日本では「絞首刑」を行なっている。相当な苦痛を受刑者に課する方法。

執行官に対しても精神的な苦痛を強いる執行方法。それでは、執行方法を改善すればよいのか？という議論ではない。

○国際的な議論は・・・国連「死刑廃止条約＝市民的・政治的権利に対する国際規約＝自由権規約第二選択議定書」

2014年死刑モラ

トリウム決議・・・日本政府に死刑執行を全て停止するように勧告。

国際的には制度上死刑を廃止している国が多数派に。

○死刑廃止に向けて・・・科学的知見の発信！

執行方法(絞首刑)の実際

死刑の犯罪抑止力について・・・むしろ逆効果になっていないか？

無期徒刑の運用実態について

○国際的な動向 先行廃止国からの支援(外圧の利用)

教科書検定

採択のあるべき姿を示した人権理事会第五六期への特別報告

「教育機関における学問の自由と表現の自由」

吉田典裕 (幹事/出版労連)

2024年6月18日から7月12日にかけて、国連人権理事会第五六会期がジュネーブで開催されました。この会期に、ファリダ・シャヒード特別報告者による特別報告「教育機関における学問の自由と表現の自由」が提出されました。本稿執筆時点で公表されているのは「先行未編集版」で、まだ確定版ではありませんが、趣旨が変わることはないと思われます。

特別報告への投稿の呼びかけに応える

特別報告をまとめるに先立って、特別報告者は10の問いを立てた「投稿の呼びかけ」を発表しました。これに応じて、出版労連教科書対策部、東京・教育の自由裁判をすすめる会、国連に障がい児の権利を訴える会、そして「日の丸・君が代」ILOユネスコ勧告実施市民会議(CCIU)の四団体がレポートを提出しました。以下に筆者が属する出版労連のレポートを紹介します。

「呼びかけ」は「一般的枠組み」「教育機関の自治」「[教育機関の]財源」「[教育機関に対する]監視」「教育における表現・書籍へのアクセスの自由」の5つの見出しが設けられ、それらのもとに全部で10の特別報告者が聞きたい問いが設けられています。そのうち問九では教員は教

育において表現の自由を享受しているか、問10では教科書などの教材を自由に選択できるのか否か説明してほしい、という趣旨の内容が述べられています。まさに日本の教科書検定や採択にかかわる問いです。そこで、この2問についてレポートを送りました。



出版労連の報告内容

問9については、①日本の初等・中等教育の内容は学習指導要領による「法的拘束」を受けていること、②学習指導要領の内容は特に社会科において政治的に中立でないこと、そのうえ教員は文科省による検定に合格した教科書を使用する義務が法定されているなど、教員は学問の自由・表現の自由を享受できていないこと、③教育機関における学問の自由は学習指導要領と検定教科書の使用義務による二重の制約を受けていること、④教科書検定の仕組み自体が中立ではないことを「従軍慰安婦」の例で紹介し、教員は必ずしも政治的に中立ではない「政府の統一的な見解」を教えることになり、学問の自由・表現の自由を享受できていないこと、⑤歴史教科書の問題は2022年の自由権委員会の日本政府に対する総括所見でも述べられていること、を報告しました。

問10では(問9からのパラグラフの通し番号で)⑥義務教育教科書では、教員は自分で教科書を選ぶことができないこと、⑦国立・私立の学校では学校ごとに採択が行われていること、⑧学習参考書などについては教員が使用を決定することができるが、その場合でも事前に校長や教育委員会の商人が必要な場合があり、その選択には制約を受けていること、を紹介しました。

特別報告で教科書検定・採択のあり方に言及

特別報告のパラグラフ36には、出版労連の投稿内容に対応するような次の記述があります(筆者訳)。やや長くなりますが引用します。

「(a) [学習指導要領のような] 公的基準は、教材の内容を規定することなく教育の目標と成果を

決定するべきである。(b)教科書の執筆に関するガイドラインは、著者が多様な立場を包含するさまざまな解釈を提供できるように作成されるべきである。(c)さまざまな出版社による幅広い教科書が認定され、教師はこれらから選択することを許されるべきであり、また教師は[教育担当]省の事前の承認なしに補足資料を導入できること」

各国政府への勧告を述べたパラグラフ84(f)の(iii)には「教員または教員組合の参加を得て、さまざまな出版社による幅広い教科書を認定し、教師がこれらから選択できるようにすること」、(iv)には「承認および認定の手続き、および特定のイデオロギー的および政治的要件ではなく、専門知識に基づく教科書選択の基準を明確にすること」、つまりつまり教科書の認定(検定)にも採択にも教員や教員組合の参加を確保し、また教員参加と専門知識に基づく教科書採択を確保することなどを勧告しています。

問われる日本政府の姿勢

出版労連としては、これらの内容を大いに歓迎します。国連の人権を担当する諸機関が市民社会の意見を重視していることを今回も実感した次第です。問題は日本政府が今後どう対応するかです。近年は国連人権諸機関からの勧告に対し、「法的拘束力がない」などと背を向ける姿勢が顕著に見えます。

実際、2022年の自由権規約第7回日本政府報告審査への自由権委員会の総括所見では「繰り返し勧告する」という言葉が目立ちました。毎回の勧告を実行しようとしなからこういうことになるわけで、私たちは運動と世論を広げ、このような政府の姿勢を変えさせることが求められていると言えます。

第10回国際人権入門講座(2024年10月4日)開催のお知らせ

2018年6月に第1回講座を開催してから、今回で10回目の講座となります。コロナ禍の影響で2年半の中断期間がありましたが、多くの皆さまのご協力でここまで続けてくることができました。ありがとうございました。

今回の講座は「『政府から独立した人権機関』の早期設立に向けて!」をテーマとして取り上げます。

講師は小池振一郎弁護士です。この機関の設立は国際人権条約の批准国として、そして人権を尊重する国家として基本的な存在です。設立に向けて市民の声を大きくあげて行きましょう!皆さまのご参加をお待ちしています。

チラシは▶<http://jwchr.s59.xrea.com/wp/wp-content/uploads/2024/09/10th-semi.pdf>

事務局長 松田順一